書式第８号（法第１０条・第２５条関係）

**設立・定款変更用**

# 令和８年度　　事業計画書

成立の日から令和９年３月 31 日まで

特定非営利活動法人　空き家予防・終活支援センター

## 1　事業実施の方針

本法人は、終活および住まいに関する課題が深刻化する前段階において、市民が安心して相談できる「入口」となることを目的とし、中立的かつ公益的な立場から情報提供および相談支援を行う。

設立初年度においては、法人の基盤整備を最優先としつつ、無理のない範囲で相談会・情報提供活動を実施し、行政・地域団体・専門職との連携体制の構築を進める。あわせて、終活と空き家予防に関する正しい知識の普及を通じ、市民の意識啓発を図ることを基本方針とする。

## 2　事業の実施に関する事項

**特定非営利活動に係る事業**　　（事業費の総費用【50】千円）

| 定款に記載された事業名 | 事業内容 | 日時 | 場所 | 従事者人数 | 受益対象者範囲 | 受益対象者人数 | 事業費（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 終活及び住まいに関する相談会、講演会、説明会及び勉強会等の開催事業 | 都内各区において「終活及び住まいに関する相談会、講演会、説明会及び勉強会」を開催します。<br><br>主に各区自治体の広報紙への掲載、公共施設（区役所、地域包括支援センター、公民館等）でのチラシ配布・ポスター掲示を通じて参加者を募ります。これらは各区の後援名義を取得することにより、地域住民の皆様が安心して参加できる公的な周知ルートを確保いたします。<br><br>相談会において住民の相談に対応するのは、空き家問題、不動産実務、 | **10月**<br>新宿区<br><br>**11月**<br>渋谷区<br><br>**12月**<br>世田谷区<br>板橋区<br><br>**1月**<br>品川区<br><br>**3月**<br>文京区<br>北区<br><br>**※時間帯**<br>10-17 時 | **新宿区**<br>落合第一地域センター<br><br>**渋谷区**<br>笹塚駅前区民施設<br><br>**世田谷区**<br>うめとぴあ<br><br>**板橋区**<br>ケアタウン成増<br><br>**品川区**<br>戸越八幡神社<br><br>**文京区**<br>文京シビックセンター<br><br>**北区**<br>北とぴあ | 各回５人 | ・空き家を所有している高齢者<br><br>・空き家になりそうな物件（空き家予備軍）を所有している高齢者 | 100 人 | 50 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 相続、終活に関する高度な専門知識と実務経験を有する専門家です。具体的には、これまで「民間空き家対策東京モデル支援事業」等で豊富な相談対応実績を持つ、弁護士・司法書士・税理士・宅地建物取引士です。<br><br>以下のような多角的な相談を受け付けます。<br><br>● 相談者が居住中、あるいは所有している住宅の将来的な処分や管理方法（売却、賃貸、解体、リフォーム）に関する相談<br>● 相続発生時における不動産の名義変更や、親族間での遺産分割協議に関する事前相談<br>● 将来、認知症等で判断能力が低下した場合に備えた、家族信託や成年後見制度の活用に関する相談<br>● 遺言書の作成、身の回りの生前整理、エンディングノートの書き方など、空き家発生を未然に防ぐための「終活」全般に関する相談<br><br>講演会、説明会及び勉強会については、「終活スタート講座」として、空き家・不動産の終活に関して必要となる基礎的な知識を 60 分で学ぶことができる講座を開催いたします。 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | これにより、「専門職に個別に相談するのは敷居が高い」と感じる方に対しても、最初のステップとして有益な情報を提供し、将来の空き家発生防止に向けた普及啓発を図ります。<br><br>本法人のゴールは、「相談者が抱える課題が根本的に解決し、将来の空き家発生の芽が摘まれること」にあります。相談会は住民との最初の接点（窓口）であり、相談終了後は各相談者の課題に応じた「個別支援計画（ロードマップ）」を提示します。相談者が具体的な解決に向けて一歩を踏み出せるよう、必要に応じて各種専門職への橋渡しを行い、問題が解決するまで継続して伴走支援を実施します。このように、相談会を起点とした「予防・相談・専門家への繋ぎ・解決」という一連のサイクルを丁寧に回し続けることで、一軒一軒の空き家問題を確実に解決し、法人の目的である「暮らしやすい街であり続けることへの貢献」を達成いたします。なお、橋渡しを行う各種専門職への実際の業務依頼については相談者の任意であり、当法人は中立的な立場から相談者の自己決定を尊重した支援を行います。<br><br>設立趣旨書に記載した「終活に関する基礎的な知識の講義」や「専門家や関係機関への橋渡し」といった一連の活動は、すべて本NPO法人の主要な事業として承継し、さらに発展させて実施してまいります。 | | | | | | |

書式第８号（法第１０条・第２５条関係）

**設立・定款変更用**

# 令和９年度　　事　業　計　画　書

令和９年４月１日から令和10年３月31日まで

特定非営利活動法人　空き家予防・終活支援センター

## １　事業実施の方針

初年度に引き続き、相談会・情報提供活動を実施し、行政・地域団体・専門職との連携体制の構築を進める。あわせて、終活と空き家予防に関する正しい知識の普及を通じ、市民の意識啓発を図ることを基本方針とする。

## ２　事業の実施に関する事項

**特定非営利活動に係る事業**　　（事業費の総費用【50】千円）

| 定款に記載された事業名 | 事業内容 | 日時 | 場所 | 従事者人数 | 受益対象者範囲 | 受益対象者人数 | 事業費（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 終活及び住まいに関する相談会、講演会、説明会及び勉強会等の開催事業 | 都内各区において「終活及び住まいに関する相談会、講演会、説明会及び勉強会」を開催します。<br><br>主に各区自治体の広報紙への掲載、公共施設（区役所、地域包括支援センター、公民館等）でのチラシ配布・ポスター掲示を通じて参加者を募ります。これらは各区の後援名義を取得することにより、地域住民の皆様が安心して参加できる公的な周知ルートを確保いたします。<br><br>相談会において住民の相談に対応するのは、空き家問題、不動産実務、相続、終活に関する高度な専門知識と実務経験を有する専門家です。具体的には、これまで「民間空き家対策東京モデル支援事業」等で豊富な相談対応実績を持つ、弁護士・司法 | **10月**<br>新宿区<br>**11月**<br>渋谷区<br>**12月**<br>世田谷区<br>板橋区<br>**1月**<br>品川区<br>**3月**<br>文京区<br>北区<br><br>**※時間帯**<br>10-17時 | **新宿区**<br>落合第一地域センター<br>**渋谷区**<br>笹塚駅前区民施設<br>**世田谷区**<br>うめとぴあ<br>**板橋区**<br>ケアタウン成増<br>**品川区**<br>戸越八幡神社<br>**文京区**<br>文京シビックセンター<br>**北区**<br>北とぴあ | 各回５人 | 空き家を所有している高齢者<br>空き家・空き家予備軍）を所有している高齢者 | 100人 | 50 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 書士・税理士・宅地建物取引士です。<br><br>以下のような多角的な相談を受け付けます。<br><br>● 相談者が居住中、あるいは所有している住宅の将来的な処分や管理方法（売却、賃貸、解体、リフォーム）に関する相談<br>● 相続発生時における不動産の名義変更や、親族間での遺産分割協議に関する事前相談<br>● 将来、認知症等で判断能力が低下した場合に備えた、家族信託や成年後見制度の活用に関する相談<br>● 遺言書の作成、身の回りの生前整理、エンディングノートの書き方など、空き家発生を未然に防ぐための「終活」全般に関する相談<br><br>講演会、説明会及び勉強会については、「終活スタート講座」として、空き家・不動産の終活に関して必要となる基礎的な知識を60分で学ぶことができる講座を開催いたします。<br><br>これにより、「専門職に個別に相談するのは敷居が高い」と感じる方に対しても、最初のステップとして有益な情報を提供し、将来の空き家発生防止に向けた普及啓発を図ります。 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 本法人のゴールは、「相談者が抱える課題が根本的に解決し、将来の空き家発生の芽が摘まれること」にあります。相談会は住民との最初の接点（窓口）であり、相談終了後は各相談者の課題に応じた「個別支援計画（ロードマップ）」を提示します。相談者が具体的な解決に向けて一歩を踏み出せるよう、必要に応じて各種専門職への橋渡しを行い、問題が解決するまで継続して伴走支援を実施します。このように、相談会を起点とした「予防・相談・専門家への繋ぎ・解決」という一連のサイクルを丁寧に回し続けることで、一軒一軒の空き家問題を確実に解決し、法人の目的である「暮らしやすい街であり続けることへの貢献」を達成いたします。なお、橋渡しを行う各種専門職への実際の業務依頼については相談者の任意であり、当法人は中立的な立場から相談者の自己決定を尊重した支援を行います。<br><br>設立趣旨書に記載した「終活に関する基礎的な知識の講義」や「専門家や関係機関への橋渡し」といった一連の活動は、すべて本NPO法人の主要な事業として承継し、さらに発展させて実施してまいります。 | | | | | | |

書式第９号（法第１０条・第２５条関係）

設立・定款変更用

# 令和８年度　活動予算書

特定非営利活動法人　空き家予防・終活支援センター

（単位：円）

| 科目 | 金額 | 小計・合計 |
|---|---|---|
| 【A】 経常収益 | | |
| 1 受取会費 | | 150,000 |
| 正会員受取会費 | 50,000 | |
| 賛助会員受取会費 | 100,000 | |
| 2 受取寄附金 | | 0 |
| 受取寄附金 | 0 | |
| 施設等受入評価益 | 0 | |
| 3 受取助成金等 | | 0 |
| 受取補助金 | 0 | |
| 4 終活及び住まいに関する相談会、講演会、説明会及び勉強会等の開催事業収益 | | 0 |
| 終活及び住まいに関する相談会、講演会、説明会及び勉強会等の開催事業収益 | 0 | |
| 5 その他の収益 | | 0 |
| 受取利息 | 0 | |
| 経常収益計 | | 150,000 |
| 【B】 経常費用 | | |
| 1 事業費 | | |
| （1）人件費 | | 0 |
| 給料手当 | 0 | |
| 役員報酬 | 0 | |
| 退職給付費用 | 0 | |
| 福利厚生費 | 0 | |
| （2）その他経費 | | 50,000 |
| 会議費 | 5,000 | |
| 旅費交通費 | 0 | |
| 施設等評価費用 | 0 | |
| 減価償却費 | 0 | |
| 印刷製本費 | 20,000 | |
| 会場費 | 20,000 | |
| 消耗品費 | 5,000 | |
| 通信運搬費 | 0 | |
| 地代家賃 | 0 | |
| 減価償却費 | 0 | |
| 広告宣伝費 | 0 | |
| 事業費計 | | 50,000 |
| 2 管理費 | | |
| （1）人件費 | | 0 |
| 役員報酬 | 0 | |
| 給料手当 | 0 | |
| 退職給付費用 | 0 | |
| 福利厚生費 | 0 | |
| （2）その他経費 | 0 | 0 |
| 管理費計 | | 0 |
| 経常費用計 | | 50,000 |
| 当期経常増減額 【A】－【B】 ・・・① | | 100,000 |
| 【C】 経常外収益 | | |
| 固定資産売却益 | 0 | |
| 過年度損益修正益 | 0 | |
| 経常外収益計 | | 0 |
| 【D】 経常外費用 | | |
| 固定資産売却損 | 0 | |
| 災害損失 | 0 | |
| 過年度損益修正損 | 0 | |
| 経常外費用計 | | 0 |
| 当期経常外増減額 【C】－【D】 ・・・② | 0 | 0 |
| 税引前当期正味財産増減額 ①+② ・・・③ | | 100,000 |
| 法人税、住民税及び事業税 ・・・④ | | 70,000 |
| 設立時正味財産額 ・・・⑤ | | 0 |
| 次期繰越正味財産額 ③－④+⑤ | | 30,000 |

書式第９号（法第１０条・第２５条関係）

設立・定款変更用

# 令和９年度　活動予算書

特定非営利活動法人　空き家予防・終活支援センター

（単位：円）

| 科目 | 金額 | 小計・合計 |
|---|---|---|
| 【A】経常収益 | | |
| 1　受取会費 | | 150,000 |
| 正会員受取会費 | 50,000 | |
| 賛助会員受取会費 | 100,000 | |
| 2　受取寄附金 | | 0 |
| 受取寄附金 | 0 | |
| 施設等受入評価益 | 0 | |
| 3　受取助成金等 | | 0 |
| 受取補助金 | 0 | |
| 4　終活及び住まいに関する相談会、講演会、説明会及び勉強会等の開催事業収益 | | 0 |
| 終活及び住まいに関する相談会、講演会、説明会及び勉強会等の開催事業収益 | 0 | |
| 5　その他の収益 | | 0 |
| 受取利息 | 0 | |
| 経常収益計 | | 150,000 |
| 【B】経常費用 | | |
| 1　事業費 | | |
| （1）人件費 | | 0 |
| 給料手当 | 0 | |
| 役員報酬 | 0 | |
| 退職給付費用 | 0 | |
| 福利厚生費 | 0 | |
| （2）その他経費 | | 50,000 |
| 会議費 | 5,000 | |
| 旅費交通費 | 0 | |
| 施設等評価費用 | 0 | |
| 減価償却費 | 0 | |
| 印刷製本費 | 20,000 | |
| 会場費 | 20,000 | |
| 消耗品費 | 5,000 | |
| 通信運搬費 | 0 | |
| 地代家賃 | 0 | |
| 減価償却費 | 0 | |
| 広告宣伝費 | 0 | |
| 事業費計 | | 50,000 |
| 2　管理費 | | |
| （1）人件費 | | 0 |
| 役員報酬 | 0 | |
| 給料手当 | 0 | |
| 退職給付費用 | 0 | |
| 福利厚生費 | 0 | |
| （2）その他経費 | 0 | 0 |
| 管理費計 | | 0 |
| 経常費用計 | | 50,000 |
| 当期経常増減額　【A】－【B】　・・・① | | 100,000 |
| 【C】経常外収益 | | |
| 固定資産売却益 | 0 | |
| 過年度損益修正益 | 0 | |
| 経常外収益計 | | 0 |
| 【D】経常外費用 | | |
| 固定資産売却損 | 0 | |
| 災害損失 | 0 | |
| 過年度損益修正損 | 0 | |
| 経常外費用計 | | 0 |
| 当期経常外増減額　【C】－【D】　・・・② | 0 | 0 |
| 税引前当期正味財産増減額　①+②　・・・③ | | 100,000 |
| 法人税、住民税及び事業税　・・・④ | | 70,000 |
| 前期繰越正味財産額　・・・⑤ | | 30,000 |
| 次期繰越正味財産額　③－④+⑤ | | 60,000 |